

資格 1-2-1(3) 〔技術評価様式3〕 ※施工体制評価型(アスファルト舗装工事)の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ1級舗装施工管理技術者(※4)	2	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-
	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者(※5)	1										
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
同種工事の施工実績 1-2-2 〔技術評価様式3〕 <注1>	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	2	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎
	監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1										
	その他	0										
優良工事技術者表彰 1-2-3 (資料提出不要)<注1>	表彰の実績 あり	1	-	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
	表彰の実績 なし	0										
工事成績 1-2-4 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要)<注1>	82点以上	4										
	80点以上82点未満	3										
	78点以上80点未満	2	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎
	72点以上78点未満	1										
	72点未満又は成績実績なし	0										
総統教育(CPD)の取組状況 1-2-5 〔技術評価様式13〕<注1>	取組状況が優良	1	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎
	取組なし又は取組状況が上記未満	0										

\* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

※1「1級土木施工管理技士等」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※2「同等以上の資格」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※3「解体工事施工技士」とは、「(社)全国解体工事業団体連合会」認定の資格のこと。

※4「1級舗装施工管理技術者」とは、「(一社)日本道路建設業協会」認定の資格のこと。

※5 入札参加資格として配置予定技術者に「監理技術者」の資格を求める場合は、評価しない。

#### 資料作成に係る留意事項及び添付書類

##### [技術評価様式3]

※「山梨県公共事業ポータルサイト」情報公開サービス>様式配布>入札公告資料]に掲げる最新の様式を使用すること。

1) 配置予定技術者は、建設業法に基づき適正な資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。

また、「施工体制評価型(解体工事)」の場合は「解体工事施工技士」、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」の場合では「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。

2) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができます。この場合、技術評価様式3は全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度一近隣地域での施工実績」についての評定点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。

※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、ヒアリング結果を加える。

3) 配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者(担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。)として施工從事した者のを対象とする。

また、当該技術者の他社で施工從事した経験についても実績としても認める。

4) <注1>に記載する同種工事の施工実績(配置予定技術者)、近隣地域での施工実績(配置予定技術者)がある場合は各々について記載すること。

※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、同種工事がない場合でも主な工事の施工実績(ヒアリング時の資料とする。)を記載すること。

5) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるるものに限る。

6) 配置予定技術者の資格が確認できる資料(一級土木技術検定合格証明書等の建設業法第15条第2号イに基づく証明書(又は建設業法第15条第2号ハに基づく大臣認定書:指定業種の場合)、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証)の写しを添付する。また、「施工体制評価型(解体工事)」で「解体工事施工技士」の資格を有する者を配置する場合は、その登録書または資格者証の写しを、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」で「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者を配置する場合は、その資格者証の写しを添付すること。

7) 技術士については、一級土木施工管理技士等と同等扱いとするので、当該工事(業種)の監理技術者となることができる部門の技術士登録簿(写)及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。

8) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。

9) 配置予定技術者の同種工事への施工從事実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、工本事業内訳書及び資格、施工從事実績を証明する図面(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

10) 上記1)、6)、8)のいずれか一つでも確認できない場合は、配置予定技術者の評価が不可能となることから入札参加資格も併せ、失格とするので注意すること。(入札参加資格確認資料に添付している場合は除く。)

#### (3) 配置予定技術者のヒアリング

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内下請活用審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-3-1 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4	-	○	○	-	○	○	-	○	○	
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2										
	その他	0										
1-3-2 当該工事の理解度 ・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4	-	○	○	-	○	○	-	○	○	
	当該工種について適切に理解している	2										
	その他	0										
1-3-3 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2	-	○	○	-	○	○	-	○	○	
	その他	0										

\*ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。

\*入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は欠格とし入れは無効とする。

\*入札を行った者が1名であった場合は、ヒアリングは実施しない。

この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他(0点)として扱うものとする。

#### (4) 企業の施工実績

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内下請活用審査
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-4-1(1) 同種工事の施工実績 〔技術評価様式2〕 <注1>「舗装工事」以外の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり	1										
	その他	0										
1-4-1(2) 同種工事の施工実績 〔技術評価様式2〕 <注1>「舗装工事」の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市町村の同種工事の施工実績あり	1										
	その他	0										

\* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

### 資料作成に係る留意事項及び添付書類

※「山梨県公共事業ポータルサイト」>「情報公開サービス」>「様式配布」>「入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 企業の施工実績は、注1に記載する同種工事の施工実績(企業)及び近隣地域での施工実績(企業)がある場合は各々について記載すること。
  - 2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。)
  - 3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。
  - 4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工從業経験を証明する書類(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
  - 5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が記す書類を添付すること。

\* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

#### 資料作成に係る留意事項及び添付書類

\*「山形県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。  
2) ICT施工技術の活用(宣誓事項)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減ずる。  
3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体として履行するものとする。

### 評価基準について

「山梨県解体工事（施工体制評価型）総合評価試行要領」に基づき、以下の解体工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

#### ① 技能者が従事する場合

- ・労働安全衛生法による車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。)を修了した者で3ヶ月以上の雇用期間のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。
  - ・なお、車両系建設機械(解体用)運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)を含む。
  - ・また、解体用車両とは、労働安全衛生法施行令別表第7第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。
    - ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機

## ② 自社保有の解体用重機で施工が可能な場合

- ・バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧碎機または切断機1台以上を保有し(長期リースを含む)、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。
  - ・ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m<sup>3</sup>以上(旧JIS規格0.25m<sup>3</sup>以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。

### [技術評価様式21]の添付書類

### 項目①が「有」の場合

- ② 業務実習生に対する特許講習会研修(※1)(車両系建設機械、鉄道用(※2))の写し(車両を付すること)

2)労働安全衛生法による技能講習修了証(※1)と単車両建設機械・解体用(※2)との身に着け(表・衣)を添付すること。  
ただし、当該修了証は平成25年7月1日以後に開始された講習を受講したものに限る。

技能検査修了証は平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に取得している都道府県公認局長の定める講習・技能検査修了証を含む。

※2 車両系建設機

#### 項目②が「可」の場合

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定

2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることにとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機械(クローラー、ガバウイング)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

種(クローフ式・カタビ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

## 解体用アタッチメントについて

- 1) 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。  
 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。  
 ※ 技能者及び自社保有機械については複数表示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

#### (6)-2 企業の施工体制の評価（アスファルト舗装工事（施工体制評価型））

評価項目	評価基準	評価点	通常型		施工体制(解体)		施工体制(舗装)		県内下請活用審査		
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易
1-6-2-1 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
	その他	0	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-
1-6-2-2 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)	自社保有のアスファルトイニッシャーで施工	1	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
	その他	0	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-

#### 評価基準について

「山梨県アスファルト舗装工事（施工体制評価型）総合評価実施要領」に基づき、以下の舗装工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

- ① **自社雇用**の技能者を当該工事現場に配置し、路盤工（敷均し、転圧）、またはアスファルト舗設工（敷均し、転圧）のいずれかの重機運転作業に従事が可能である。
- ② **自社保有**のアスファルトイニッシャーを当該工事現場に配置して施工が可能である。

#### [技術評価様式18]の添付書類

##### 項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者（オペレーター）と企業との直接かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するもの（健康保険被保険証の写しなど）を添付すること。
- 2) 労働安全衛生法第61条による技能講習修了証（車両系建設機械：整地・運搬・掘削）の写し（裏・表）。
- 3) 運転免許証（大型特殊免許）の写し（ただし、入札参加資格申請締切日時点で有効なものに限る。）を添付すること。

##### 項目②が「可」の場合

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種（クローラ式・カタビラ式）の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
  - 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種（クローラ式・カタビラ式）の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- ※ 技能者及び自社保有機械については複数表示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

## 「2」企業の信頼性、社会性

### (1) 地域精密度

評価項目	評価基準	評価点	通常型		施工体制(解体)		施工体制(舗装)		県内下請活用審査		
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業) (技術評価様式4)<注1>	実績あり	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	実績なし	0	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者) (技術評価様式4)<注1>	実績あり	1	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎
	実績なし	0	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-
2-1-3(1) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が「土木一式工事」以外の場合 <注1>	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
	その他	0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
2-1-3(2) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が「土木一式工事」の場合 <注1>	工事箇所と同一の建設事務所（支所も含む）管内 かつ同一の市町村内に本店を有する	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
	工事箇所と同一の建設事務所（支所も含む）管内 に本店を有する	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
	その他	0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-

\* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

#### 資料作成に係る留意事項及び添付書類

- [技術評価様式4] ※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。  
 • 技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

### (2) 地域貢献度

評価項目	評価基準	評価点	通常型		施工体制(解体)		施工体制(舗装)		県内下請活用審査		
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易
2-2-1(1) 災害協定等の締結 (技術評価様式11)<注1> ※入札参加資格が「土木一式工事」、「舗装工事」以外の場合	協定の締結あり	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	-
	協定の締結なし	0	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-
2-2-1(2) 災害協定等の締結 (技術評価様式11)<注1> ※入札参加資格が「土木一式工事」、「舗装工事」の場合	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 ((一社)山梨県建設業協会)の締結あり	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定 の締結あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
	③ 対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-
2-2-2 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11)<注1>	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	協定の締結なし	0	○	○	○	○	○	○	○	○	-
2-2-3 防疫対策協定の締結 (技術評価様式11-1)<注1>	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	協定の締結なし	0	○	○	○	○	○	○	○	○	-
2-2-4 土木施設等緊急維持修繕業 務委託の実績 (技術評価様式11)<注1>	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	受託実績なし	0	○	○	○	○	○	○	○	○	-
2-2-5 道路除雪業務委託の実績 (技術評価様式11)<注1>	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	受託実績なし	0	○	○	○	○	○	○	○	○	-
2-2-6 耕作放棄地等の解消 (技術評価様式12)<注1>	実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	実績なし	0	○	○	○	○	○	○	○	○	-

\* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

### 資料作成に係る留意事項及び添付書類

各技術評価様式の注)を参照のこと。

### (3) 企業の取り組み

- 1) 国家資格とは、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格をいう。  
国家資格を有しない若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。  
国家資格を有する若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)とすることができる。

2) 若手(担当)技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とする。  
また、国家資格を有する若手(担当)技術者は、国家資格(監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格)が確認できる資料の写しを添付すること。

3) 若手(担当)技術者の企業との直接かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するものの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。

4) 若手(担当)技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手(担当)技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。

5) 若手(担当)技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。

6) 若手(担当)技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。

7) 専任された若手(担当)技術者の交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由を除き、認めない。  
また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行できなくなった場合は、工事成績評定点3点減ずる。  
(なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。)

8) 若手(担当)技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。

9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。  
従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置ができなくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。

10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。

11) 建設業許可番号は、大臣知事コード(2桁)+許可番号(6桁)で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。

12) 「新規雇用の実績」として評価する雇用は、次の①から③まで定める要件の全てを満たすものとする。

① 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校若しくは第124条に規定する専修学校を卒業した者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第2号に規定する職業能力短期大学校若しくは同項第3号に規定する職業能力開発大学校の訓練課程を修了した者(職業能力開発校及び職業能力短期大学校にあっては、短期間の訓練課程を修了した者を除く。)を3年(卒業月または修了月の翌月から3年)以内に採用していること。

② ①で採用した対象者を入札参加締切日の時点で継続して雇用していること。

③ 当該対象者による採用日から入札参加締切までの期間が、2年以上未満であること。

※ 当該対象者は、新規雇用の実績として、専門性の高い技術者(土木工事、機械工事、電気工事、建築工事、構造工事、施設整備工事)

### 「3」 豚肉下臍の活用

\*1 加算点(b)は、下記により設定する

- (1) 加算点(a)の満点が30点の場合、0~6点  
(2) 加算点(a)の満点が25点の場合、0~5点

## 資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式15] ※公告に

- 当該工事における「技術評価様式15」に示す各工種について

- 戴すること、ただし、1次下請を評価対象とする。

  - ・「技術評価様式15」により申請のあった下請活動計画が、落札者の責により履行がなされていないと判断された場合は、工事成績評定を下請用活動の工種毎に3点減する。

#### 「4」 その他

- ア 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。

イ JVの場合で、各構成員を評価する項目の技術評価様式は、構成員毎に作成すること。

ウ 技術評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分に確認してから提出すること。

エ 技術評価資料(「総合評価落札方式 公告個別事項」適用に〇が付くもの)については、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。(ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「〇〇工事技術評価資料(会社名)とする)  
その際、添付漏れがないよう注意すること、添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。

オ 入札時の提出書類(「公告文>公告個別事項>提出書類>1 参加申請時>入札参加様式」に示すもの)についても、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容

評価項目	評価内容	評価対象期間等
------	------	---------

1-2-2 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	<u>「公告個別事項」に示す工事の施工実績</u> 但し、元請けとして請負い、平成21年4月1日以降に完成した工事（なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの） ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績〔工事内容（構造・規模など）〕については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績〔工事金額〕については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 ※個別事項2を参照
1-2-3 優良工事技術者表彰	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰の受賞の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度（当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合） 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-2-4 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）の工事成績評定点の平均点（小数点以下切り捨て）。 なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。  ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。（紙入札により発注した工事は除く。）	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※個別事項2を参照
1-2-5 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。 ※個別事項3を参照
1-4-1 同種工事の施工実績 (企業)	<u>「公告個別事項」に示す工事の施工実績</u> 但し、元請けとして請負い、平成21年4月1日以降に完成した工事（なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの） ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績〔工事内容（構造・規模など）〕については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績〔工事金額〕については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 ※個別事項2を参照
1-4-2 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）の工事成績評定点の平均点（小数点以下切り捨て）。 なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。  ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。（紙入札により発注した工事は除く。）	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※個別事項2を参照
1-4-3 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度（当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合） 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-4-4 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該工事の公告日を含む過去1年間の期間
1-4-5 ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。	当該工事の公告日時点
1-5-1 ICT施工技術の活用	本工事において、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記（※個別事項4）に掲げるエプロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。  ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。（「発注者指定型」として公告する工事等は除く。）	[技術評価様式27]による申請時点 ※個別事項4を参照
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業)	<u>「公告個別事項」に示す工事の地域における施工実績</u>	平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	<u>「公告個別事項」に示す工事の地域における施工実績</u>	平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-3(1) 本店所在地 「入札参加資格業種が「土木一式工事」以外の場合	<u>「公告個別事項」に示す評価基準</u>	
2-1-3(2) 本店所在地 「入札参加資格業種が「土木一式工事」の場合	<u>「公告個別事項」に示す評価基準</u>	
2-2-1 災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」（広域応援）は除く	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-2 災害時の広域応援業務に関する協定の締結 (広域応援)	災害時の広域応援業務に関しての協定締結の有無 (県土整備部・林政部)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-3 家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結 (防疫対策協定)	家畜伝染病における防疫対策業務に関しての協定締結の有無 (農政部のみ)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。

2-2-4 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務(発注者の指示に基づいて緊急的な対応を行う業務)の受注実績の有無 ・対象施設:県が管理する道路(国道、県道、林道)、河川・砂防施設、公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務)
2-2-5 道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪(除雪、排雪または運搬)業務の受注実績の有無 ・対象施設:県が管理する道路(国道、県道、林道)で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務)
2-2-6 耕作放棄地等の解消	各技術評価様式の記載内容による(林政部、農政部)	
2-2-7 その他の地域貢献		
2-3-1 若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、國家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	当該工事の公告日が属する年度の4月1日以降に36歳となる者は対象外
2-3-2 技能者の登録	・建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 ・技術評価様式の記載内容による ・下請は対象外 ・ただし、技能者の雇用が無い企業は、【技術評価様式23】の注意事項等の記載の定めによる「企業の登録のみ」の申請があった場合に限り、評価する。	当該工事の入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価
2-3-3 新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時点で評価
3 県内下請企業の活用	【公告個別事項】に示す評価基準	

#### \*個別事項1

- 優良工事の評価要件を満たす対象工事  
<注1>の規定にかかるらず次のとおりとする。

【1点加点対象】

下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。

1) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合

- 当該年度の3ヵ年前の年度から当該年度の前年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有すること。
- 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- 当該年度の当該年度の3ヵ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

2) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合

(下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。)

【当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE1)】

- 当該年度の3ヵ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。  
かつ、上記2)の②から⑤の全ての条件に該当すること。

【当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE2)】

- 当該年度の3ヵ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- 当該年度の当該年度の3ヵ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をいう。

※上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1(\*)端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。  
また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

#### \*個別事項2

- 評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

#### \*個別事項3

- 継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。
- 証明期間は、「証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位：50単位／年の場合

		証明書発行日	公表日	評価単位	評価
過去1年間	取得単位：60単位	証明期間：1年間	○	60単位／年	加点する
過去1年間	取得単位：60単位	証明期間：1年間	○	60単位／年	加点する
過去1年間	取得単位：60単位	証明期間：1年間	○	0単位／年	加点しない
過去1年間	取得単位：60単位	証明期間：1年間	○	0単位／年	加点しない
過去2年間	取得単位：120単位	証明期間：2年間	○	60単位／年	加点する
過去1年間3ヶ月	取得単位：80単位	証明期間：1年間3ヶ月	○	40単位／年	加点しない

ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。

・建設系CPDプログラム：構成団体のCPD制度概要

(五十音順) 令和元年6月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得CPD単位（／年）	CPD証明書		継続教育学習制度	HPアドレス
			有無	内容		
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期	<a href="#">http://www.ahse.or.jp</a>	
2	(一財) 建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細	<a href="#">http://www.jikin.or.jp</a>	
3	(一社) 建設コンサルタント協会	50	有	単位数・時期	<a href="#">http://www.sakai.or.jp</a>	
4	(一社) 交通工学研究会	50 (200/4年)	有	単位数・時期	<a href="#">TOP/TOE資格制度</a>	<a href="#">http://www.toroku.or.jp</a>
5	(公社) 地質工学会	50	有	単位数・時期	G-CPD制度	<a href="#">http://www.gcpd.or.jp</a>
6	(公社) 森林・自然環境技術教育 研究センター	20	有	単位数・時期・明細	JAFEE森林分野CPD制度	<a href="#">http://www.jafee.or.jp</a>
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50	有	単位数・時期	上下水道技術者CPD	<a href="#">http://www.uwakai.or.jp</a>
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期	設計CPD	<a href="#">http://www.pinkai.or.jp</a>
9	(一社) 全国土木施工管理技術士連合会	20	有	単位数・時期・明細	建設技術者CPD制度	<a href="#">http://www.kankai.or.jp</a>
10	(一社) 全日本建設技術協議会	25	有	単位数・時期・明細	建設CPD（継続教育）制度	<a href="#">http://www.kankai.or.jp</a>
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	地質・土質開拓CPD制度	<a href="#">http://www.kankai.or.jp</a>
12	(公社) 土木学会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	土木学会継続教育（CPD）制度	<a href="#">http://www.itsuji.or.jp</a>
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	J-EAS-CPD制度	<a href="#">http://www.j-eas.org</a>
14	(公社) 日本技術士会	50 (150/3年)	有	単位数・時期	技術士CPD	<a href="#">http://www.hpt.or.jp</a>
15	(公社) 日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細	建築士会継続能力開発（CPD）制度	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
16	(公社) 日本コンクリート工学会	推奨なし	—	—	(会員を受け付けていない)	<a href="#">http://www.concrete.or.jp</a>
17	(公社) 日本造園学会	50	有	単位数・時期	造園CPD（継続教育）	<a href="#">http://www.souen.or.jp</a>
18	(公社) 日本都市計画学会	50	有	単位数・時期	都市計画CPD	<a href="#">http://www.dpc.or.jp</a>
19	(公社) 農業農村工学会	50	有	単位数・時期	農業土木技術者継続教育（CPD）	<a href="#">http://www.nrc.or.jp</a>

・建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度

団体名	推奨時間数	継続教育学習制度	HPアドレス
(公社) 日本建築士会連合会	12認定時間／年	建築士会継続能力開発（CPD）制度	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
(一社) 日本建築士事務所協会連合会		(会員を受け付けていない)	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
(公社) 日本建築家協会		新規職能研修（CPD）制度	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
(一社) 日本建設業連合会		(会員を受け付けていない)	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
(一社) 日本建築学会		会員登録制度（会員登録料）	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
建築設備士関係団体CPD協議会の参加団体			
(公社) 空気調和・衛生工学会、(一社) 建築設備技術者協会、		建築設備士会（CPD）制度	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
(一社) 電気設計学会、(一社) 日本設備設計事務所協会、		(会員を受け付けていない)	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
(公財) 建築技術教育普及センター		新規職能研修（CPD）制度	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
(一社) 日本建築構造技術者協会		(会員を受け付けていない)	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
(一財) 建設医療基金		会員登録制度（会員登録料）	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
(公財) 建築技術教育普及センター		建築設備工技CPD制度	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>
※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。		建築CPD情報提供制度	<a href="#">http://www.hjs.or.jp</a>

(公社) 日本建築士会連合会から認定された講習を受けることを認められた(一社) 山梨県工事協会会員が(公社) 日本建築士会連合会の

単位認定の講習を受講し12単位（1年間）を取得した場合、評価対象とする。

※個別事項4

山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1 施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事（標準実施型）とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事（簡易型）とする。ただし、国土交通省が定める「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」における最新の要領に施工プロセスの該当がない場合は、当該プロセスの実施は必要ないものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

参考<同種工事の範囲>

2013コリンズ工種、工法・式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	築堤工事、護岸工事、根固・水削工事、床止工事(落差工、帶工)、堰(頭首工を含む)・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畠地かんがい工事等
3 農業農村整備工事	農道工事、用排水路工事、畠地かんがい工事、ほ場整備工事、営農飲食用水工事等

## 別紙

発注機関一覧表

機 関 等	内 訳
山梨県	(企業局を含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(序) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油儲蓄会社

# 総合評価落札方式に関する評価調書

契約番号	執行所属(所轄所属)	工事名	工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式(総合評価の種類)	工事概要
新環状建設-24-0048	新環状道路建設事務所 (新環状道路建設事務所)	国道140号(新山梨環状道路東部区間2期)道路工事(明許)(余フ)	笛吹市石和町小石和地内	75,548,000	一般競争入札 (特別簡易型(Ⅰ))	道路改良工事 挖壁 V=3.6m3、プレキャストボックス L=38.9m 自由勾配側溝 L=155m、集水樹 N=5箇所 仮設工 一式

【評価基準】

評価項目	企業の技術力						企業の信頼性・社会性												合計	加算点 満点 15点		
	企業の施工実績			企業の施工技術			地域精通度		地域貢献度					企業の取組								
	同種工事の施工実績	工事成績	優良工事表彰	事故及び不誠実な行為	ISO認証取得状況	ICT施工技術の活用	近隣工事会社実績	本店所在地	災害協定	災害協定(広域応援)	防疫対策協定	維持管理業務委託	除雪業務委託	耕作放棄地等解消	その他の地域貢献	若手技術者の育成	技能者の登録	新規雇用の実績				
配点	2	4	3	(減点)	1	1	3	2	2	1	-	1	1	-	-	2	2	1		26		

### 【価格以外の評価結果】

評価点の平均 22.000

### 【綜合評價結果】

学識経験者の意見聴取		
氏名	意見聴取	意見聴取日
	不要	令和 年 月 日
	不要	令和 年 月 日

	低入札調査基準価格 (税抜き)	①入札書比較価格 (税抜き)	②基準評価値	③-1平均評価点 の80%	③-2低入基準価格 の95%	
落札者決定失格基準値	61,972,776	68,680,000	145,602	17,600	58,874,137	

\*1: 加算点は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示

加算点=(得点/最高得点)

※2: 評価値は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示

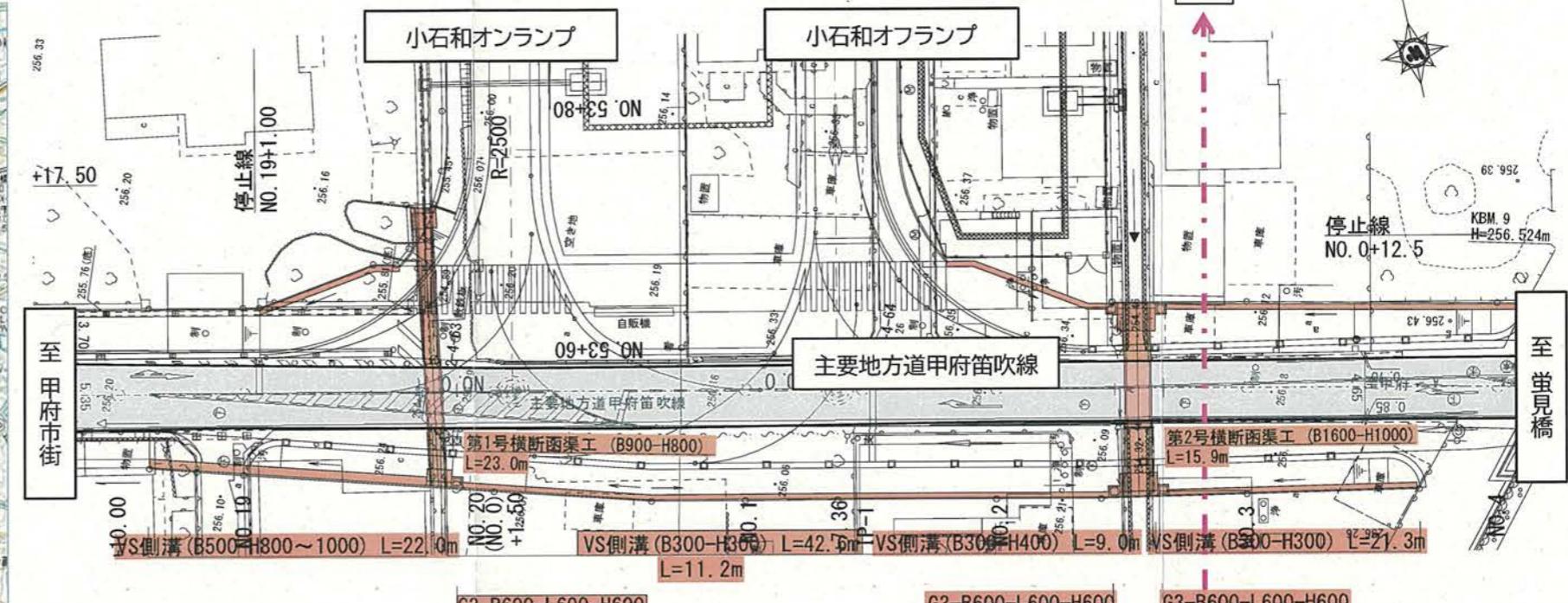
新環状建設-24-0048 工事概要図

事業名	工事名	工事場所	予定価格	工期	工事概要
国道橋りょう 改築費	国道140号(新山梨環状道路東部区間2期)道路工事(明許)(余フ)	笛吹市石和町小石和地内	75,548千円 (税込み)	着工 令和6年10月30日 完成 令和7年8月29日 (工事開始日:R6.10.30 ~R6.12.27 余裕期間: 58日間)	道路改良工事 擁壁 V=3.6m <sup>3</sup> プレキャストボックス L=38.9m 自由勾配側溝 L=155m 集水桟 N=5箇所 仮設工 土留・仮締切工L=45m

## 位置図

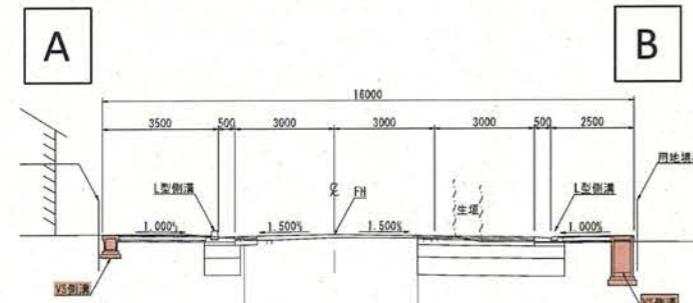


平面圖

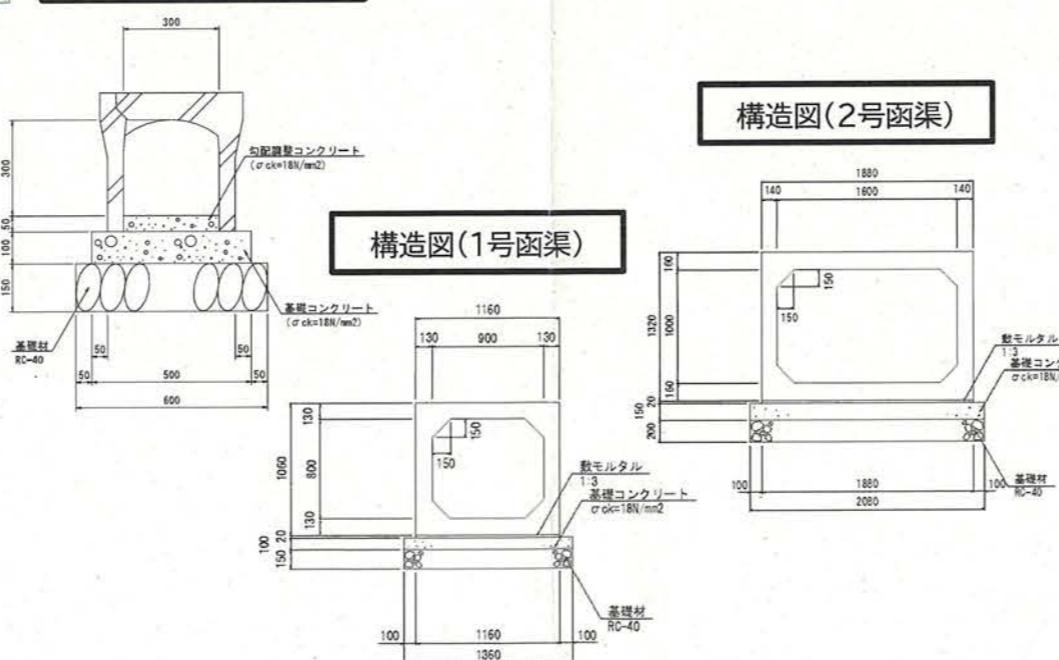


構造図(勾配可変側溝)

標準横断図



構造図(1号函渠)



構造図(2号函渠)



## 位置図

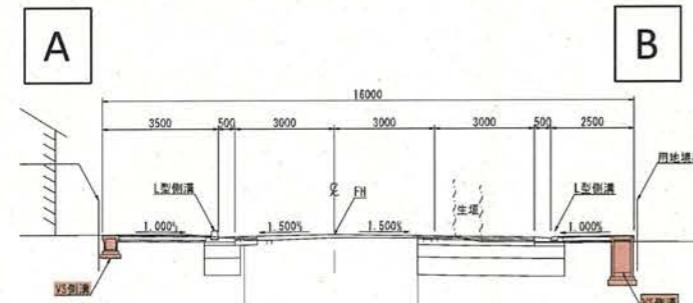
平面圖

This technical drawing illustrates a complex highway interchange. Key features include:

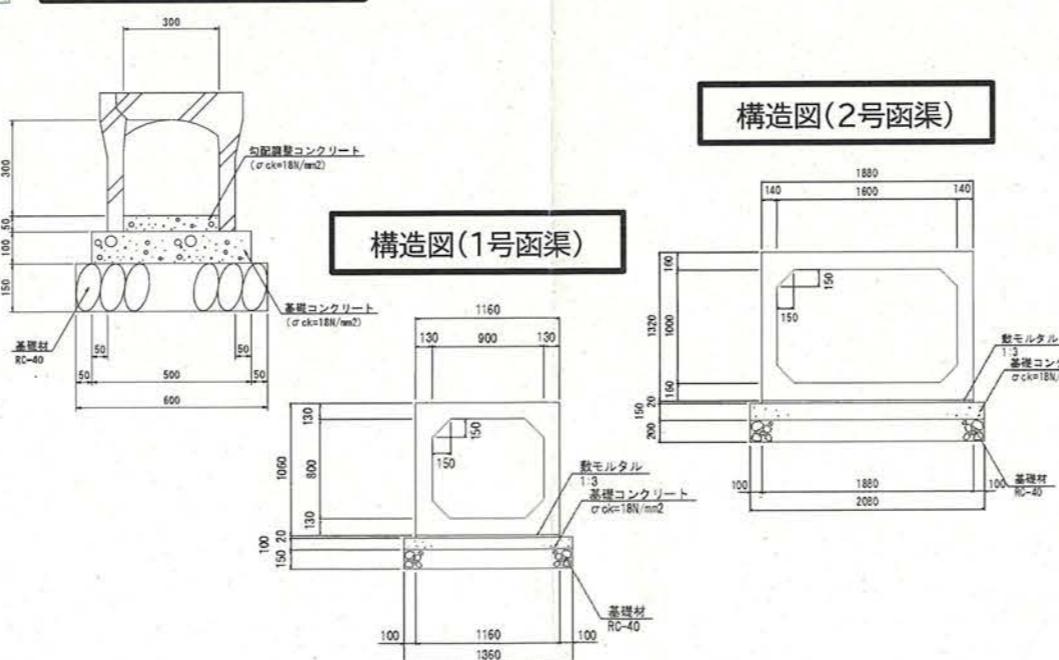
- Interchange Labels:** 小石和オンランプ (Komagome On-Ramp) and 小石和オフランプ (Komagome Off-Ramp).
- Ramps and Jumps:** Various ramps labeled with numbers like NO. 53+80, NO. 53+69, and NO. 53+60.
- Drainage Structures:** VS側溝 (B500-H800~1000) L=22.0m, 第1号横断函渠工 (B900-H800) L=23.0m, VS側溝 (B300-H300) L=42.7m, 第2号横断函渠工 (B1600-H1000) L=15.9m, VS側溝 (B300-H400) L=9.0m, and VS側溝 (B300-H300) L=21.3m.
- Vertical Alignment:** Elevation levels +17.50, +10.00, and -0.00.
- Coordinates:** Numerous coordinates such as 256.16, 256.17, 256.18, etc., are marked along the roads.
- Other Labels:** 空き地 (Empty Land), 車庫 (Garage), 物置 (Storage), and 自販機 (Vending Machine).

構造図(勾配可変側溝)

標準横断図



構造図(1号函渠)



構造図(2号函渠)



## 抽出事案説明書

部局名 企業局

担当課（事務所）名 発電総合制御所

入札方式	一般競争入札（事後審査型）	
工事名	発電総合制御所事務室改修工事	
契約番号	発電制御所-24-0007	
工事概要	○電灯、コンセント設備改修	一式
	・非常用照明（LED）新設	31個
	・LED照明移設	9台
	・LED照明撤去	3台
	・コンセント設備新設	42個
	○弱電設備改修	一式
	・差動式スポット型熱感知器移設	2基
	・場内放送用スピーカー移設	2基
	・監視モニター移設	1台
	・電話交換機改造	1台
	・電話設備増設	30台
	○間仕切り壁追加	一式
	・間仕切り壁追加	3面
	・ドア新設	3カ所
	予定価格 18,953,000円（消費税含む）	
入札参加資格	○本店所在地・・・県内 ○競争入札参加資格・・・電気工事業AまたはB ○企業の施工実績・・・請負金額5百万円以上の電気工事。 ただし、元請として請負い平成21年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事実績。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 ○配置予定技術者の資格・・・求めない ○配置予定技術者の施工実績・・・求めない	

入札参加資格設定の経緯及び理由	<p>○入札方式については、予定価格が1千万円以上3千万円未満であることから「一般競争入札（事後審査型）」とした。</p> <p>○本店所在地は、予定価格が1千万円以上5千万円未満であることから県内全域とし、参加資格を電気工事業AまたはBとした。</p> <p>○企業の施工実績は、予定価格が1千万円以上2千万円未満の場合は5百万円以上となるため、「請負金額5百万円以上の電気工事」とした。</p> <p>○配置予定技術者の資格は、予定価格が8千万円未満であることから不要とした。</p> <p>○配置予定技術者の施工実績は、予定価格が3億円未満であることから不要とした。</p>
入札参加業者数	<p>応札可能業者71者</p> <p>参加業者3者、応札業者1者</p>
参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明	無資格者：なし
(入札経過（結果）の添付)	<p>入札参加者は1者であり、入札参加資格の条件を満たした者であったため落札者とした。</p> <p>落札率 100%</p>

## 一般競争入札参加業者「審査整理表」

工事場所 山梨県甲斐市竜王新町2277-3

工事名 発電総合制御所事務室改修工事

No.1

(標準タイプ)

予定価格:18,953,000円

資格有り 資格無し の別	業者名	所在地	総合評定値 又は 総合級額	同種工事の施工実績	記載予定 技術者の資格・経験	左記以外の入札公告で 示した規定に対する判定
	1 深澤電工(株)	甲斐市	724			
	2 (株)伸電工業	甲斐市	1,141			
有	3 (株)アスロック	甲府市	1,093	A		



山梨県

## 入札経過（結果）

入札開闢情報 

一覧選択に戻る

コンテンツ

情報公開TOP

■ 標式配布・公告

ト 標式配布

ト 資格審査の公示

ト 公共事業関連の情報

ト 各種情報公開

ト 指名停止公表

■ 業者関連情報

ト 建設業許可業者名簿

ト 有資格者名簿

ト 経営事項審査結果一覧

ト 成績評定

■ 入札関連情報

ト 年間発注見通し

ト 入札公告

ト 入札経過・結果

■ 質疑関連情報

ト 質疑応答

ト 回答検索

■ よくある質問

ト FAQ

» リンク

ト 山梨県公共事業

ポータルサイト

ト 電子入札

ト 入札参加資格申請

ト 山梨県庁のページ

ト 入札監視委員会

## ヒント

契約番号(工事番号)

発電制御所-24-0007

入札結果決定日時

令和6年11月26日 13時 5分

工事名称

発電総合制御所事務室改修工事

履行場所

甲斐市 竜王新町 2277-3

履行期間

令和6年12月2日~令和7年3月14日

予定価格(税込み)

18,953,000 円

入札書比較価格(税抜き)

17,230,000 円

最低制限価格(税抜き)

15,644,521 円

入札方式

一般競争入札

入札結果

落札決定

落札業者名

(株)アスロック

決定額(税込み)

落札された入札価格+消費税(契約後に契約内容で公表)

予定価格積算内訳(公表用設計書)(2024210112310N03file101.lzh)

審査整理表「一般競争入札参加業者」(shinsa 24-0007.pdf)

選定理由等

## 備考

## &lt;注意事項&gt;

- 各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- 入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- 総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
- 履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
- 一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。

契約内容へ

質問一覧へ

No.	入札業者名	第1回入札
1	(株)アスロック	17,230,000 円 
2	深澤電工(株)	
3	(株)伸電工業	

# 発電制御所-24-0007 発電総合制御所事務室改修工事

## 【工事場所】

甲斐市竜王新町2277-3

## 【工事概要】

○電灯、コンセント設備改修	一式
・非常用照明 (LED) 新設	31個
・LED照明移設	9台
・LED照明撤去	3台
・コンセント設備新設	42個
○弱電設備改修	一式
・差動式スポット型熱感知器移設	2基
・場内放送用スピーカー移設	2基
・監視モニター移設	1台
・電話交換機改造	1台
・電話設備増設	30台
○間仕切り壁追加	一式
・間仕切り壁追加	3面
・ドア新設	3カ所

## 【工事費】

18,953,000円（税込み）

## 【工 期】

令和6年12月2日～令和7年3月14日

位置図



2F改修工事:事務室\_発電総合制御所⇒事務室\_早川水系発電管理事務所



3F改修工事:書庫⇒事務室\_発電総合制御所



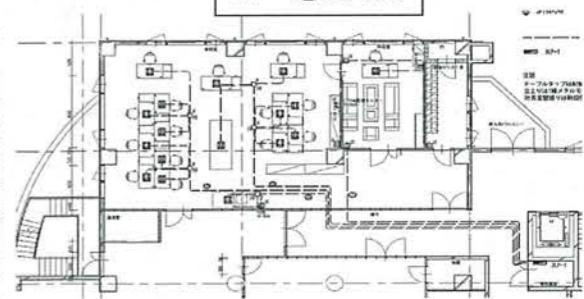
工事計画



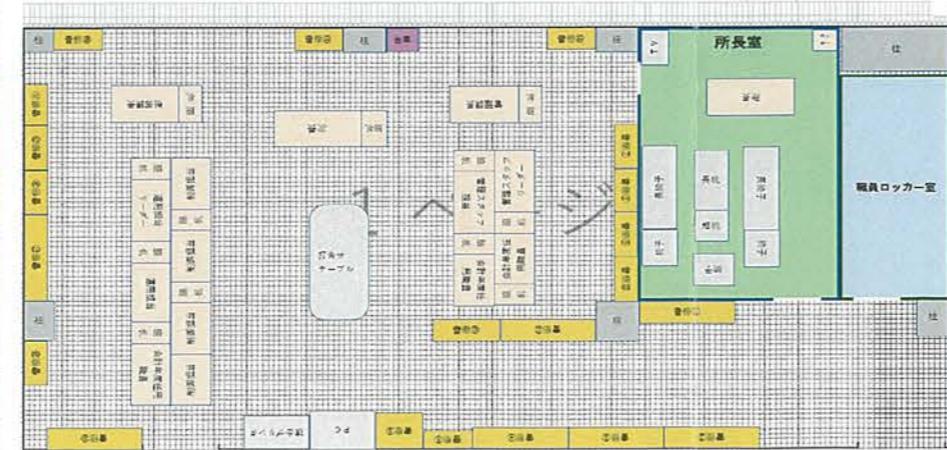
2F 電気図面



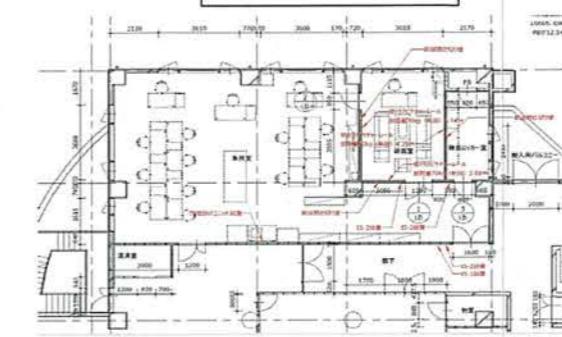
3F 電気図面



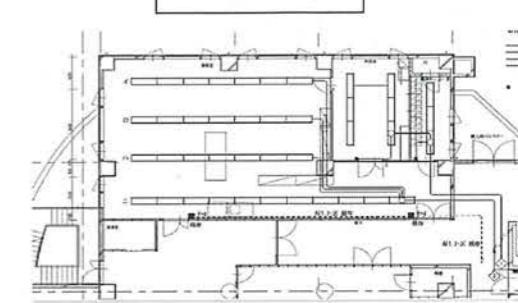
発電総合制御所 3階 施設計画(イメージ)



3F 間仕切り図面



3F 照明図面



様式 6

## 抽出事案説明書

部局名 県土整備部

担当課（事務所）名 富士・東部建設事務所

入札方式	通常指名競争入札
工事名	国道413号 無名2号橋耐震補強工事
契約番号	富東建設事24-0371
工事概要	<p>橋梁耐震補強工事 N=1橋 縁端拡幅工 N=2箇所</p> <p>予定価格 7,667,000円（消費税含む）</p>
発注等級区分	土木一式工事 B
指名業者数	5者
指名業者を選定した考え方の説明 (指名人選定理由書を添付)	<p>選考における優先順位</p> <p>上記等級区分に該当する資格を有し、業者状態が正常で納税状況が完納の業者は県内で281者である。</p> <p>1. 281者のうち本店所在地が富士・東部建設事務所吉田支所管内である15者を選定</p> <p>2. この15者のうち地理的条件を有する工事現場に近い6者を選定</p> <p>3. 最後に工事等の経歴から当該工事を施工する能力のある5者を選定した。</p>
入札の経緯及び結果の説明 (入札経過(結果)の添付)	<p>入札参加者は2者であり、このうち入札額の最も低い業者を落札者とした。</p> <p>落札率 99.71%</p>

## 指名人選定理由書

「山梨県建設工事等入札合理化対策要綱」第5（等級別発注区分）及び「山梨県建設工事等指名選定要領」第3条の指名基準に基づき、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」に登載された者の中から次により選定した。

- ① 入札・契約番号：富東建設事-24-0371
- ② 対象工事名：国道413号 無名2号橋耐震補強工事
- ③ 工事場所：南都留郡道志村 長又 地内
- ④ 予定価格：7,667,000円
- ⑤ 工種：土木一式工事
- ⑥ 格付：B
- ⑦ 入札日：令和6年10月11日～令和6年10月15日
- ⑧ 選定理由

上記工種および格付に該当する資格を有する業者数は、281社であるところ、次の条件により業者を選定すると5社となる。

- (1)
  - 業者業務区分：建設工事
  - 工事許可業種：土木
  - 格付：ランク業種：土木[B以上B以下]
  - 業者所在地：営業所所在地：本店所在地山梨県内全て 南都留郡道志村 南都留郡山中湖村
  - 業者状態：正常
  - 納税状況：完納業者のみ
  - 電子認証（ICカード）の登録状況：登録業者のみ
- (2)
  - 当該業務に関する地理的条件
  - 当該業務についての技術的適正等

絞り込み過程説明資料

業者名称	市町村名	等級	総合数値 又は総合 評定値	1 地理的 条件	2 手持ち 工事の状 況	3 受注の 状況	4 工事施 工につい ての技術 者との状況	5 当該工 事につい ての技術 的適性	6 工事等 の経歴	その他の 理由1	その他の 理由2	指名	備 考
志村工業(株)	道志村	B	1021	○					○			○	
渡建工業(株)	道志村	B	1029	○					○			○	
(有)渡辺工務所	道志村	B	890	○					○			○	
(有)ワタナベ建材土木	山中湖村	B	899	○					○			○	
(有)Argos	山中湖村	B	919	○					○			○	
(株)富士建設	山中湖村	B	890	○									
小林建設(株)	忍野村	B	930										
(株)渡辺組	忍野村	B	990										
(株)幸伸建設	忍野村	B	905										
共同土木(株)	富士河口湖町	B	877										
(有)三浦土木	富士河口湖町	B	923										
(有)渡辺土木	富士河口湖町	B	924										
(株)共和組	富士吉田市	B	1031										
(有)山松建設	富士吉田市	B	874										
(株)大熊土建	富士吉田市	B	988										
				6					5			5	

指名人選定理由書により絞り込んだ対象15者のうち

1. 1の地理的条件を有する工事現場に近い業者6者
2. 6の項目の工事等の経歴から当該工事を施工する能力のある業者5者

◆ヒント

契約番号(工事番号)	富東建設事-24-0371
入札結果決定日時	令和 6年10月16日 11時 1分
工事名称	国道413号 無名2号橋耐震補強工事
履行場所	南都留郡道志村 長又 地内
履行期間	令和 6年10月22日-令和 7年 2月21日
予定価格(税込み)	7,867,000 円
入札書比較価格(税抜き)	6,970,000 円
最低制限価格(税抜き)	6,142,846 円
法定福利費	269,739 円
入札方式	指名競争入札
入札結果	落札決定
落札業者名	志村工業（株）
決定額(税込み)	落札された入札価格+消費税（契約後に契約内容で公表）
選定理由等	<a href="#">予定価格着算内訳（公表用設計書）(2024003221640371file101.lzh)</a> <a href="#">指名人選定理由(senteiriyu_24-0371.pdf)</a>

No.	入札業者名	第1回入札	
1	志村工業（株）	8,950,000 円	
2	渡建工業（株）	6,960,000 円	
3	（有）渡辺工務所		
4	（有）ワタナベ建材土木		
5	（株）Argos		

備考

<注意事項>

- ・各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- ・入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- ・総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としません。
- ・履行期間については予定期間であり、入札の状況により変更になる場合があります。
- ・一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。

[契約内容へ](#)

[質問一覧へ](#)

路川名	国道413号	箇所名	南都留郡道志村 長又 地内	富士・東部建設事務所吉田支所
-----	--------	-----	---------------	----------------

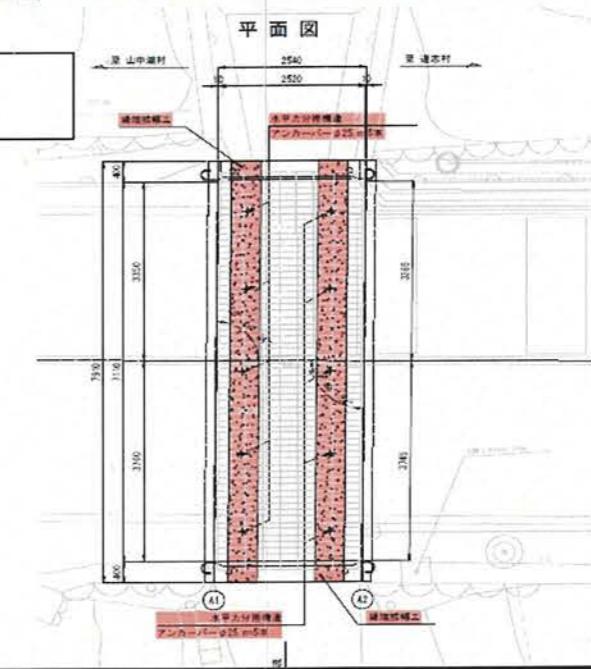
位置図



写真



平面図



業者位置図

